

長野県心身障害者扶養共済制度条例

昭和 45 年 3 月 28 日

条例第 8 号

改正 昭和 54 年 10 月 4 日条例第 25 号 昭和 56 年 10 月 5 日条例第 23 号
昭和 59 年 12 月 24 日条例第 33 号 昭和 61 年 3 月 27 日条例第 5 号
平成 7 年 10 月 12 日条例第 21 号 平成 11 年 3 月 15 日条例第 6 号
平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号 平成 15 年 10 月 16 日条例第 54 号
平成 20 年 3 月 24 日条例第 10 号

「長野県心身障害者扶養共済制度条例」をここに公布する。

長野県心身障害者扶養共済制度条例

(目的)

第 1 条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障害となつた後にその扶養していた心身障害者に年金を支給するため、長野県心身障害者扶養共済制度を設け、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

一部改正〔昭和 56 年条例 23 号〕

(独立行政法人福祉医療機構との保険契約)

第 2 条 県は、長野県心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項の規定による保険約款に基づく保険契約（以下「心身障害者扶養保険契約」という。）を締結するものとする。

一部改正〔昭和 59 年条例 33 号・平成 7 年 21 号・15 年 54 号〕

(用語の定義等)

第 3 条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

(1) 知的障害者

(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級から 3 級までに該当する障害を有する者

(3) 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前 2 号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

(1) 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。）

3 この条例において「重度障害」とは、この制度に加入した後において新たに生じた傷病によるものであつて、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、知事が別に定める場合を除く。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失つたもの
- (2) そしやく 咀 嚼 又は言語の機能を全く永久に失つたもの
- (3) 両上肢を手関節以上で失つたもの
- (4) 両下肢を足関節以上で失つたもの
- (5) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失つたもの
- (6) 両上肢の用を全く永久に失つたもの
- (7) 両下肢の用を全く永久に失つたもの
- (8) 10 手指を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの
- (9) 両耳の聴力を全く永久に失つたもの

4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第 12 条第 2 項に定める共済制度をいう。

5 この条例に規定する年齢は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間をいう。）の初日における年齢によるものとする。

一部改正〔昭和 54 年条例 25 号・56 年 23 号・59 年 33 号・平成 7 年 21 号・11 年 6 号・15 年 54 号〕

（加入資格）

第 4 条 この制度に加入することができる者は、心身障害者を扶養する保護者であつて、加入時において次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 長野県内に住所を有すること。
- (2) 65 歳未満であること。
- (3) 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象になりうる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、制度の発足後に転入（新たに長野県内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）した者のうち、当該転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者であつたもので、心身障害者扶養保険契約の対象となりうるものは、引続きこの制度に加入することができる。

一部改正〔昭和 54 年条例 25 号〕

（加入）

第 5 条 この制度に加入しようとする者は、知事に加入の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、加入の承認をしなければならない。

- (1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
- (2) 同一の心身障害者について、既に前項の規定による加入の承認を受けた者があるとき又は同時に 2 人以上の者から加入の申し込みがあつたとき。

3 第1項の規定により加入しようとする者が申し込むことができる加入口数は、その者の扶養する心身障害者1人につき1口とする。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

(口数追加)

第6条 前条第2項の規定による加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)は、知事に加入口数の追加(以下「口数追加」という。)を申し込むことができる。この場合において、申し込むことができる加入口数は、当該加入者の扶養する心身障害者1人につき1口とする。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、口数追加の承認をしなければならない。

(1) 口数追加の申込者が、65歳以上であるとき。

(2) 口数追加の申込者が、特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。

全部改正〔平成7年条例21号〕

(掛金等の納付)

第7条 加入者(別に定める重度障害となつた者を除く。)は、加入を認められた日の属する月から掛金を納付しなければならない。

2 前条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、当該口数追加の承認を受けた日の属する月から当該口数追加に係る掛金を納付しなければならない。

3 第1項の掛金の額及び前項の口数追加に係る掛金の額は月額とし、[別表](#)に掲げるとおりとする。

追加〔昭和54年条例25号〕、一部改正〔昭和56年条例23号・平成7年21号〕

(掛金の納付等の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、65歳以上の加入者で、この制度に20年以上継続して加入しているものは、65歳以降最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日又は当該承認を受けた日から起算して20年を経過した日の属する月以降、掛金の納付を要しない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、65歳以上の加入者で、口数追加を20年以上継続しているものは、65歳以降最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日又は当該承認を受けた日から起算して20年を経過した日の属する月以降、口数追加に係る掛金の納付を要しない。

3 前2項の規定の適用に当たっては、第4条第2項の規定の適用を受けて加入者となつた者については、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数追加の期間は、この制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

一部改正〔昭和54年条例25号・61年5号・平成7年21号〕

(掛金等の減免)

第9条 知事は、加入者が生活の困窮等のため掛金又は口数追加に係る掛金(以下「掛金等」という。)を納付することが困難であると認める間に限り、別に定める基準に従い、当該加入者が

納付すべき掛金等を減免することができる。ただし、その加入者が長野県内に住所を有しなくなつたときは、この限りでない。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

(年金の給付)

第10条 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月から、その加入者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、月額とし、2万円とする。

3 第1項に規定する加入者が口数追加加入者(別に定める重度障害となつた口数追加加入者を除く。第16条第3項において同じ。)であつた場合には、前項の額に2万円を加算する。

一部改正〔昭和54年条例25号・56年23号・平成7年21号〕

(年金管理者)

第11条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者であつて復権を得ない者

3 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、加入者は、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 所在が不明になつたとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当する者となつたとき。

(4) 辞退の申出をしたとき。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。

(1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。

(2) 年金管理者が第14条の規定に違反したとき。

5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

6 年金管理者が指定されている場合においては、年金給付の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号・12年16号〕

(年金の支給停止)

第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

(1) 所在が1月以上不明のとき。

(2) 懲役又は禁錮^この刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

(3) 日本国内に住所を有しないとき。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

(支払の一時差止め)

第13条 知事は、年金受給権者又は年金受給権者に代つて現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく、第21条第4項に規定する届書を提出しないときは、年金給付の支払を差し止めることができる。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

(年金の使途の制限)

第14条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

(年金受給権の消滅)

第15条 年金受給権は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

(弔慰金の給付)

第16条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときは、当該加入者であつた者又はその遺族に弔慰金を支給する。ただし、加入期間が1年に満たないときは、この限りでない。

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5年未満 50,000円

(2) 5年以上20年未満 125,000円

(3) 20年以上 250,000円

3 第1項に規定する加入者が口数追加加入者であつた場合には、前項の額に次の各号に掲げる口数追加の期間に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加の期間が1年に満たないときは、この限りでない。

(1) 5年未満 50,000円

(2) 5年以上20年未満 125,000円

(3) 20年以上 250,000円

4 前3項の規定の適用に当たっては、第8条第3項の規定を準用する。

一部改正〔昭和54年条例25号・61年5号・平成7年21号・20年10号〕

(脱退一時金の給付)

第17条 加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該加入者に脱退一時金を支給する。ただし、加入期間(第2号の減少の申出が第6条の規定により追加した加入口数に係るものである場合にあつては、口数追加の期間。次項において同じ。)が5年に満たないとき又は長野県に住所を有しなくなつたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときは、この限りでない。

(1) 脱退の申出をしたとき。

(2) 加入口数の減少の申出をしたとき。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 10年未満 75,000円
- (2) 10年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

3 第1項第1号に該当する場合において、加入者が口数追加加入者であつたときには、前項の額に次の各号に掲げる口数追加の期間に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加の期間が5年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 10年未満 75,000円
- (2) 10年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

4 前3項の規定の適用に当たっては、第8条第3項の規定を準用する。

追加〔平成7年条例21号〕、一部改正〔平成20年条例10号〕

(年金等の支給制限)

第18条 加入者の故意若しくは重大な過失又はその扶養する心身障害者の故意により、県が独立行政法人福祉医療機構から当該加入者に係る保険金の全部又は一部の支給を受けられなかつたときは、第10条第1項又は第16条第1項の規定にかかわらず年金又は弔慰金の全部又は一部を支給しない。

一部改正〔昭和54年条例25号・59年33号・平成7年21号・15年54号〕

(年金等の返還)

第19条 知事は、虚偽その他不正の手段により年金又は弔慰金の給付を受けていた者があるときは、その者に既に支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔昭和54年条例25号〕

(脱退等)

第20条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月の初日から加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 加入者が死亡したとき。
- (2) 加入者が重度障害となつたとき(口数追加加入者が別に定める重度障害となつたときを除く。)
- (3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
- (4) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (5) 加入者が掛金を2月を下らない期間の範囲内で知事が別に定める期間滞納したとき。
- (6) 加入者が長野県内に住所を有しなくなつたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月の初日から、口数追加加入者として地位を失うものとする。

- (1) 口数追加加入者が、加入口数の減少の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者が、口数追加に係る掛金を2月を下らない期間の範囲内で知事が別に定める期間滞納したとき。

3 前2項の規定により脱退等をした者に対しては、既に納付された掛金等は、返還しない。
一部改正〔昭和54年条例25号・56年23号・平成7年21号〕

(届出義務等)

第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
- (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掛金等の納付又は年金、弔慰金若しくは脱退一時金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障害となつたとき。
- (2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年金受給権者が死亡したとき。
- (3) 年金受給権者に第12条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は年金受給権者に代つて現に年金を受領している年金管理者は、毎年、年金受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため知事の行う調査に協力しなければならない。

一部改正〔昭和54年条例25号・56年23号・平成7年21号〕

(事務の委託)

第22条 知事は、心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務の一部を、社会福祉事業を主たる業務とする公益法人で適当と認めるものに、委託することができる。

一部改正〔昭和54年条例25号〕

(補則)

第23条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和54年条例25号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

(加入等の特例)

2 旧長野県障害者扶養共済条例(昭和43年長野県条例第33号。以下「旧条例」という。) [別表](#)に掲げる障害(以下「旧条例[別表](#)障害」という。)に該当する障害を有する者を扶養する保護

者（心身障害者扶養保険契約の対象になりうる者を除く。）は、当分の間、この制度に加入することができる。

一部改正〔昭和54年条例25号〕

3 前項の規定を適用する場合においては、第3条第1項第3号中「前2号に掲げる者と同程度と認められるもの」とあるのは「前2号に掲げる者と同程度と認められるもの及び旧条例別表障害に該当する障害を有する者（前号に該当する者を除く。）」と、第4条第1項第3号中「心身障害者扶養保険契約の対象となりうる者」とあるのは「心身障害者扶養保険契約の対象になりうる者に準ずる者として認められるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔昭和54年条例25号〕

（継続加入者の特例）

4 旧条例に基づく共済制度（以下「旧制度」という。）の加入者であつた者は、引続いて施行日に、この制度に加入するものとする。この場合においては、第4条第1項各号の規定は適用しない。

一部改正〔昭和54年条例25号〕

5 前項の規定の適用を受けて、この制度に加入した者（以下「継続加入者」という。）について、第8条第1項又は第16条第1項の規定を適用する場合には、旧制度の加入期間は、この制度の加入期間とみなす。

一部改正〔昭和54年条例25号・平成7年21号〕

6 継続加入者のうち、旧条例別表障害に該当する障害を有するに至つたもの（重度障害に該当する状態となつた者を除く。）については、第10条第1項の規定にかかわらず、同項中「重度障害となつた」とあるのは「旧条例別表障害に該当する障害を有するに至つた」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。この場合において、当該障害を有することとなつた者の第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、当該障害は重度障害とみなす。

一部改正〔昭和54年条例25号・56年23号・平成7年21号〕

附 則（昭和54年10月4日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（加入者の年齢の特例）

2 この条例による改正前の長野県心身障害者扶養共済制度条例による長野県心身障害者扶養共済制度の加入者であつた者は、この条例による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例の適用に当たっては、45歳未満で加入した者とみなす。

附 則（昭和56年10月5日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月24日条例第33号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日条例第5号）

改正 平成7年10月12日条例第21号 平成20年3月24日条例第10号

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(経過処置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づく長野県心身障害者扶養共済制度（以下「従前の制度」という。）又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他団体の制度」という。）に加入している者であつて、この条例の施行後引き続きこの条例による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく長野県心身障害者扶養共済制度に加入しているもの又はこの条例の施行後に改正後の条例第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるもの（昭和 54 年 10 月 1 日以後従前の制度又は他団体の制度に加入した者であつて、その加入時の年齢が 45 歳以上のもの及び別に定める者を除く。）に係る長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成 20 年長野県条例第 10 号）第 1 条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第 7 条第 3 項の規定による掛金の額は、同項の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

昭和 61 年 4 月 1 日における年齢区分	掛金月額
35 歳未満の者	5,600 円
35 歳以上 40 歳未満の者	6,900
40 歳以上 45 歳未満の者	8,700
45 歳以上の者	10,600

一部改正〔平成 7 年条例 21 号・20 年 10 号〕

3 前項に規定する者に係る新条例第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「20 年」とあるのは「25 年」とする。

一部改正〔平成 7 年条例 21 号〕

4 この条例の施行の日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 10 月 12 日条例第 21 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 1 月 1 日（附則第 4 項及び第 5 項において「施行日」という。）から施行する。

(長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正に伴う経過処置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の長野県心身障害者扶養共済制度条例（次項及び附則第 4 項において「旧条例」という。）第 6 条第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定により特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受けている者は、第 1 条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例（次項及び附則第 4 項において「新条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により口数追加の承認を受けている者とみなす。

3 前項の規定により口数追加の承認を受けている者とみなされた者に対する新条例第8条第2項、第16条第3項、第17条第1項から第3項まで及び別表の規定の適用については、旧条例第6条第2項又は第7条第2項の規定による特約条項又は口数追加条項の付加の承認(旧条例第4条第2項の規定の適用を受けた場合にあつては、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度における特約条項又は口数追加条項の付加の承認)の日において、新条例第6条第2項の規定による口数追加の承認を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第5条第2項、第6条第2項又は第7条第2項の規定により承認を受けている者で、引き続き新条例第5条第2項又は第6条第2項の規定により長野県心身障害者扶養共済制度に加入しているもの(この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で、施行日以後新条例第4条第2項の規定の適用を受けるものを含む。)に係る掛金(次項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は口数追加に係る掛金に関する新条例別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、施行日から平成9年3月31日までの間にあつては同表の中欄に掲げる字句に、同年4月1日から平成10年3月31日までの間にあつては同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
3,500	2,100	2,800
4,500	2,800	3,700
6,000	3,800	4,900
7,400	4,600	6,000
8,900	5,700	7,300
10,800	7,200	9,000
13,300	9,000	11,200

(長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第2条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、施行日から平成9年3月31日までの間にあつては同表の中欄に掲げる字句に、同年4月1日から平成10年3月31日までの間にあつては同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
3,500	2,100	2,800
4,500	2,800	3,700
6,000	3,800	4,900
7,400	4,600	6,000

附 則 (平成11年3月15日条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過処置）

2 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 10 月 16 日条例第 54 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の長野県心身障害者扶養共済制度条例第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により承認を受けている者で、引き続き第 1 条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により長野県心身障害者扶養共済制度に加入しているもの（この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で、施行の日以後新条例第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものを含む。以下「改正前加入者」という。）に係る掛金（第 2 条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は口数追加に係る掛金に関する新条例別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	右欄
9,300	5,600
11,400	6,900
14,300	8,700
17,300	10,600
18,800	11,600
20,700	12,800
23,300	14,500

3 改正前加入者に係る弔慰金の額に関する新条例第 16 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「50,000 円」とあるのは「30,000 円」と、同項第 2 号中「125,000 円」とあるのは「75,000 円」と、同項第 3 号中「250,000 円」とあるのは「150,000 円」とする。

4 改正前加入者が口数追加加入者であった場合における当該口数追加加入者に係る弔慰金の額の加算に関する新条例第 16 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「50,000 円」と

あるのは「30,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

5 改正前加入者に係る脱退一時金の額に関する新条例第17条第2項の規定の適用については、同項第1号中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

6 改正前加入者が口数追加加入者であった場合における当該口数追加加入者に係る脱退一時金の額の加算に関する新条例第17条第3項の規定の適用については、同項第1号中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

7 この条例の施行の日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び加入口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(別表) (第7条関係)

加入者又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400
40歳以上45歳未満の者	14,300
45歳以上50歳未満の者	17,300
50歳以上55歳未満の者	18,800
55歳以上60歳未満の者	20,700
60歳以上65歳未満の者	23,300

全部改正〔平成7年条例21号・20年10号〕